令和4年度第1回福井地方労働審議会 資料

福井労働局行政運営方針進捗状況 (上半期)

※実績は令和4年9月末時点

令和4年11月21日(月)

福井労働局

第1 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

1 雇用の維持・在席型出向の取組への支援

- (1) 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援【資料 1 参照】
 - ① コロナ禍による、急激な事業活動の縮小に伴う労働者の解雇や雇い止めを防ぎ、労働者の雇用 を維持する事業主に対して、雇用調整助成金等を迅速に支給。
 - ◇ 雇用調整助成金 (件数) 申請 47,961 件 支給決定 47,709 件
 - ◇ 緊急雇用安定助成金(件数)申請 10,686件 支給決定 10,632件
 - ◇ 合計(件数) 申請 58,647件 支給決定 58,341件 金額37,149,098千円 (令和2年4月からの累計・令和4年10月21日現在)
 - ② コロナ禍により休業を余儀なくされた企業で働き、休業中に賃金や休業手当を受けることができなかった方に対して、雇用の継続等を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を迅速に支給。
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(件数)申請 13,940件 支給決定等 12,991件 支給決定金額 783,674千円(令和2年4月からの累計・令和4年10月24日現在)
- (2) 産業雇用安定助成金及び関係機関との連携による在席型出向への支援【資料 1 参照】 在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図る事業主や当該労働者を受け入れる事業主に対して、産業雇用安定センター等との連携による企業間のマッチング支援を図るとともに、産業雇用安定助成金の支給により一体的な支援を実施。
 - ◇ 産業雇用安定助成金(件数) 計画 7件 申請 26件 支給決定 26件 (令和3年2月からの累計)

2 人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進

- (1) 人材不足分野(医療・福祉、建設、警備、運輸)への支援
 - ① ハローワーク福井の「人材サービスコーナー」を中心とした、きめ細かな就職支援等を実施。また、医療・介護分野では、福井県ナースセンターや福井県福祉人材センターと連携し、就職相談会やセミナーを実施。

その他、職業訓練機関とも連携し、訓練受講勧奨するなど、介護分野への就職促進を図った。 なお、11 月には、「介護就職デイ」と題し、全てのハローワークにおいて介護職を中心とした ミニ面接会やセミナーを開催予定である。

- ◇ 人材不足分野(医療・福祉、建設、警備、運輸)への就職件数1,284件(前年同期1,396件)
- ② 令和4年9月から12月にかけて、「~力になります~仕事のことならハローワーク!」と題し、 ハローワークにおけるサービスの案内の自治体への広報依頼や事業所見学会・説明会の積極的 な開催等を内容とする人材確保対策の強化キャンペーンを実施。 特に、事業所見学会・説明会については、人材不足分野を重点的に実施し、求職者・求人者の

マッチングを促進。【資料2参照】

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職支援 トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース及び新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)(※)の活用による再就職の支援。【資料 1 参照】

- ◇ 県内企業に対して、福井労働局ホームページやハローワークの窓口等で周知・広報を図った。 今後においても、あらゆる機会を活用し、更なる周知を図り、当該助成金を活用した積極的 な採用の支援を行う。
 - (※) コロナ禍により離職した方が、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する 求職者に対して、試行雇用(トライアル雇用)を行う事業主に対して助成する制度。
- ◇ トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース及び新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)(件数)

計画 16件(前年同期〇件) 申請 4件(前年同期〇件)

(3) 地方自治体と連携した地域雇用対策の推進【資料3参照】

県及び12市町との間で、雇用対策協定に基づく令和4年度事業計画を策定した。

上半期においては、自治体と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底の上、学生や企業等から要望の多い対面方式により、6月4日に新規大卒等予定者対象の「ふくい合同就職面接会」、7月に新規高卒予定者対象の「高校生サマー求人企業説明会」を実施した。

下半期においては、学卒未内定者や若年者、就職氷河期世代の方等を対象とした「ハローワーク On Line 就職面接会(仮称)」を開催する予定である。

3 デジタル化の推進

- (1) ハローワーク職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進
 - ① ハローワークオンラインサービス普及のための求人者・求職者マイページの開設促進 ハローワークオンラインサービスの普及を図るため、活用のメリットを積極的に周知し、サービス利用の前提となる求人者・求職者マイページの開設促進を図った。【資料4参照】
 - ◇ 求人者マイページ利用割合 80.1%(令和4年9月、全国47.9%)
 - ◇ 求職者マイページ利用割合 41.3%(令和4年9月、全国28.3%)
 - ② ハローワークインターネットサービス上のマイページを活用した職業紹介業務の充実強化マイページを通じた求人情報の積極的な提供やオンラインハローワーク紹介の促進等、拡充されたハローワークインターネットサービスの機能を有効活用し、求職者・求人者のマッチング支援を図った。
 - ◇ オンラインハローワーク紹介件数 25件
 - ③ オンライン職業相談、職業情報提供サイトやSNSを活用した就職支援の取組【資料5参照】 求職者の多様なニーズに対応するため、オンライン職業相談(ハローワーク福井・武生で実施。 11 月中に全ハローワークで実施予定。) や窓口相談時に職業情報提供サイト「jobtag (日本版 O-NET)」の活用を図るとともに、幅広くハローワークの支援が届くよう、SNS(LIN E)によるハローワークの各種支援メニュー・イベント等の情報発信を強化するなど、各種就職 支援に取り組んだ。
 - ◇ オンライン職業相談件数 61件
 - ◇ LINE友だち登録者数 福井所グループ(ハローワーク福井・大野・三国)約660人 武生所グループ(ハローワーク武生・敦賀・小浜)約340人
 - ④ オンライン・デジタル化によるハローワークの継続的な業務改善【資料6参照】 厚生労働省では、全国のハローワークにおいて、マッチング機能の総合評価を行い、中長期的な業務の質の向上や継続的な改善を図るとともに、成果や評価結果を公表することにより、ハローワークの信頼感の向上に努める取組を平成27年度から実施している。

但し、令和3年度においては、コロナ禍の業務への影響が不透明であったことから、総合評価

は実施せず、各種業務指標の実績を公表し、それらを基に業務改善を図ることとした。 令和4年度においては例年どおり実施し、オンライン・デジタル化を推進することにより、効 果的なマッチングを促進するなど、継続的な業務改善を図るとともに、当該実績を公表している。

- (2) デジタル分野におけるハロートレーニング(公的職業訓練)を通じた職業スキルや知識の習得による就職支援
 - ① IT・デジタル分野のハロートレーニングの実施と受講者の円滑な再就職支援 IT・デジタル分野の訓練コースを増設し、SNSや窓口での受講勧奨に取り組み、訓練カリキュラムにも職場実習を取り込むなど受講者の訓練期間中からきめ細かな就職支援を実施。
 - ◇ IT・デジタル分野の訓練コース 11 コース (前年度9コース)
 - ◇ I T・デジタル分野の受講者充足率 83.0%

第2 多様な人材の活躍促進

1 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援

- (1) 非正規雇用労働者等に対する就職支援
 - ① 求職支援制度等による再就職支援 就職に必要な技能及び知識を習得するため、特例措置により要件基準が緩和された訓練受講 給付金を活用した訓練受講を推進し、求職者の状況に応じた再就職支援を実施。
 - ◇ 訓練受講給付金支給件数 58 件 (前年度同期 26 件)
 - ② フリーターへの就職支援

ハローワーク福井及び武生に設置している「わかもの支援窓口」を中心に、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援により正社員就職を促進。

- ◇ ハローワーク紹介で正社員に結びついたフリーターの件数 652 件(前年同期 684 件)
- ③ 地方公共団体と連携した生活困窮者等に対する就労支援 県内全てのハローワークに「すまい・生活・しごと総合サポート窓口(ハローワーク・ワンストップ窓口)」を設置し、物価高騰等で生活に困窮し住居を失うおそれや日常生活の維持が困難になっている方に対して、訓練を積極的に活用した就職支援や、地方公共団体等における住居・生活支援制度の利用支援を行うほか、必要に応じて生活保護事業に誘導を行うなど、地方公共団体と連携を図り、支援対象者の自立、安定就職に向けた総合的なサポートを実施。
- (2) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
 - ① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
 - ◇ 労働者派遣法関係

令和2年4月1日より施行された「改正労働者派遣法」については、本年9月までに117の派遣元事業所より提出のあった「派遣労働者の待遇を決定する労使協定書」の記載内容について確認するとともに、コロナ禍で事業所訪問に制約がある中、状況を見極め本年9月末までに54の派遣元及び派遣先事業所を訪問し、法に基づく適正な業務運営が行われているか指導監督を行った。

- ◇ 「パート有期雇用労働者特別相談窓口」を継続設置 相談件数 16 件(前年同期 28 件)
- ◇ パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収 15 件(前年同期 26 件)

- ◇ 紛争解決援助〇件(前年同期〇件)、調停1件(前年同期〇件)
- ◇ ふくい働き方改革推進支援センターによる周知・啓発 相談件数 289 件、訪問支援 288 回、セミナー回数 22 回
- ② 非正規雇用労働者のキャリアップの推進等 非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を実施。
 - ◇ キャリアアップ助成金(正社員化コース) 支給決定件数 152 件(前年同期 158 件)
 - ◇ 同 (賃金規定等改定コース他) 支給決定件数 14件 (前年同期 15件)
 - ◇ 有期特措法第2種認定申請件数 11件(前年同期 16件)

2 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

- (1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援【資料7参照】
 - ① 育児・介護休業法の周知及び履行確保
 - ◇ 改正育児・介護休業法の円滑な施行に向けた周知 県内団体、自治体あて法改正事項、対応規定例について広報依頼(4月、8月) 団体等の機関誌による周知 社会保険ふくい(9,000事業所)、他2機関
 - ◇ 改正法のポイントをまとめたちらしを企業へ配布(720社)
 - ◇ 県内企業あて令和4年10月改正事項、規定例について文書により周知(1,500社)
 - ◇ 各種説明会による周知・啓発 ふくい働き方改革推進支援センターと共催による説明会4回(9/12,9/13,9/20,9/21)
 - ◇ 育児・介護休業法に基づく報告徴収 28件(前年同期75件)
 - ◇ 育児休業制度等に関する相談窓口設置
 - ◇ 両立支援等助成金等申請件数
 - ・出生時両立支援コース 申請件数 65 件(前年同期 70 件)
 - ・育児休業等支援(新型コロナ感染症特例除く)コース 申請件数 85 件(前年同期 63 件)
 - ・新型コロナ感染症小学校休業等対応コース 申請件数 2,731 件(前年度 267 件) (令和3年9月30日~労働局にて審査開始) 【資料8参照】
 - ・新型コロナ感染症小学校休業等対応助成金(被保険者以外) 申請件数 308 件 (前年度 27 件) (令和 3 年 9 月 30 日~労働局にて審査開始)
 - ◇ 小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口の設置、事業主へ特別休暇・助成金利用働きかけ 53件(前年同期2件) 【資料9参照】
- (2) 仕事と介護の両立ができる職場環境整備の取組支援
 - ◇ 県内団体、自治体あて局作成労働者向け介護関係制度紹介資料広報依頼
 - ◇ 各種説明会による周知・啓発(10回)
 - ◇ 両立支援等助成金(介護離職防止支援) 申請件数 11 件(前年同期 10 件)
 - ◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク改正について県内団体、自治体へ広報依頼
 - ◇ 県内認定企業へ認定マーク改正について文書により周知(35社) 【資料 10 参照】
 - ◇ 次世代育成支援対策推進法の行動計画策定届出義務企業(101人以上)の届出率 100% (356社)、くるみん認定(累計 37社)、プラチナくるみん(6社) 【資料 11参照】

- (3) 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援
 - ① 改正女性活躍推進法の周知
 - ◇ 改正省令を301人以上義務対象となる県内企業(301人以上)に文書により周知(86社)
 - ◇ 女性活躍推進法の行動計画策定届出義務企業(101人以上)の届出率100%(356社)
 - ◇ えるぼし認定(累計 13 社)、プラチナえるぼし認定(累計 1 社) 【資料 11 参照】
 - ② 各種説明会による周知・啓発 ふくい働き方改革推進支援センターと共催による説明会4回(9/12,9/13,9/20,9/21)
 - ③ 男女の均等な機会及び待遇の確保の推進 新規学卒者求人企業への採用選考ルール、就活セクハラについて周知 県内企業へ妊娠等を理由とした不利益取扱いの禁止について文書により周知(1,500社) 男女雇用機会均等法に基づく報告徴収 16社(前年同期50社)
 - ④ 母性健康管理措置の周知・啓発
 - ◇ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の延長、相談窓口設置、助成金制度について、県内団体及び自治体へ広報依頼
 - ◇ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を紹介した母性健康管理指導事項連絡カードリーフレットを企業あて配布(720社)
 - ◇ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による有給休暇制度係る助成金相談件数 5件(前年同期27件)
 - ◇ 両立支援等助成金等申請件数
 - ・新型コロナ母健措置休暇取得支援コース 申請件数2件(前年同期3件)
 - ・新型コロナ母健措置休暇制度導入助成金 申請件数2件(前年同期2件)
- (4) 不妊治療と仕事の両立支援等への取組支援

不妊治療と仕事の両立支援に関する周知

- ◇ 不妊治療と仕事の両立、助成金制度、相談窓口設置について、県内団体及び自治体へ広報依頼
- ◇ 不妊専門相談センターとの連携、自治体不妊治療助成担当課、特定不妊治療指定医療機関へ 資料送付
- ◇ 両立支援等助成金(不妊治療両立支援)申請件数2件(前年同期0件)
- (5) 子育てをしながら就職を希望する女性等を対象とした就職支援
 - ① ハローワーク福井及び武生の「マザーズコーナー」における支援状況
 - ◇ 支援対象者数 393 人(前年同期 382 人)
 - ◇ 就職者数 381 人 (前年同期 373 人)
 - ◇ 就職率 96.9% (前年同期 97.6%)

- ② ハロートレーニング(公的職業訓練)において、子育て中の方のための訓練時間を短縮した託 児サービス付きコース、在職者及びシフトが減少したシフト制で働く方が受講しやすい訓練期間・時間短縮コースなどの「リカレント訓練コース」を開講。
 - ◇ 子育て中の方のための訓練時間を短縮した託児サービス付訓練コース 1コース 定員 15 人 受講者数 9 人 定員充足率 60% (10 月以降 2コース開催予定 定員 30 人)
 - ◇ 在職者及びシフトが減少したシフト制で働く方が受講しやすい訓練期間・時間短縮コース 1コース 定員10人 受講者8人 定員充足率80%(10月以降8コース開催予定 定員114人)

3 就職氷河期世代の活躍支援

- (1) 「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」事業実施計画の推進【資料 12 参照】 7月 15 日に「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」第5回会議を、労働局及び県が共催し、構成員である経済・労働団体、支援機関が参集の上、それぞれの機関から令和3年度の取組やKPIの進捗状況、令和4年度の取組等について報告、情報共有及び協議を実施。
 - ◇ 正社員就職応援コーナーを中心とした、ハローワークの紹介による就職氷河期世代正社員 就職件数 632 件(前年同期 557 件)
 - ◇ 就職氷河期世代歓迎等求人受理人数 1,488 人(前年同期 1,684 人)
- (2) 助成金の活用等による企業向け支援の実施

特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用コース)やトライアル雇用助成金について県内企業に周知し、企業における積極的な採用を支援した。

◇ 特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用コース)

支給決定件数 35件(対前年同期9件)

- ◇ トライアル雇用助成金(35~54歳)
- 支給決定件数 12件(対前年同期 17件)
- (3) 不安定な就労状態にある方に対する安定就労に有効な資格等の習得支援
 - ① 短期資格等取得コース事業(厚生労働省委託事業)の周知 全日本トラック協会等人材不足分野の業界を中心に、全国で11団体が厚生労働省より受託。 ハローワーク窓口でのリーフレット配布や福井労働局ホームページ等による周知を実施。 (希望者は直接受託団体に申込みを行い受講する形式)
 - ② 求職者支援訓練において、就職に直結する資格を短期間で取得できる介護コースを設定。 下半期に「介護職員初任者研修」(訓練期間の下限を現状の3か月以上から2か月以上に緩和) を2回(11月と1月開講)実施予定。
- (4) 長期にわたり無業の状態にある方に対する支援

労働局・ハローワークとふくい若者サポートステーション(厚生労働省委託事業)が連携を一層強化し、長期無業により、働くことへの準備ができていない方や悩みがある方に対し、キャリアコンサルタントによる相談、個人の状況にあった自己理解やコミュニケーション・ビジネスマナー講座、作業体験及び企業見学等の各種プログラムなど、就職氷河期世代の一般就労に向けた支援を実施。

4 新規学卒者等への就職支援

- (1) 新規学校卒業予定者等に対する県内企業への就職促進のための支援
 - ① 就職面接会等の実施状況
 - ア 大学生等対象面接会「ふくい合同就職面接会」(6月4日開催、福井県産業会館) 参加企業数 109社

参加者数 85 人 (大学 47 人、短大 14 人、高専 0 人、専門学生 24 人)

イ 高校生向け説明会「高校生サマー求人企業説明会」(7月2・9・10日開催、県内6会場) 参加企業数 520社

参加者数 2.623 人 (保護者等含む)

- ② 福井新卒応援ハローワークを中心とした就職支援ナビゲーターによる就職支援
 - ◇ 正社員就職件数 554件(前年同期623件)
- ③ ユースエール認定企業の状況
 - ◇ 令和4年度認定企業数 2件(前年同期1件) 累計認定企業数 19件

5 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 70歳までの就業機会確保に向けた取組

70歳までの就業機会の確保に向けた環境整備等を推進するため、労働局が、企業に対して令和4年6月1日現在の高年齢者雇用状況等報告の提出を依頼する際、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部が実施している、企業に対する高齢者の支援に関する周知用リーフレットを同封するなど、連携を図った。

なお、高年齢者雇用状況等報告の集計結果については、本年12月頃に公表予定である。

(2) ハローワークにおけるマッチング支援

県下全てのハローワークにおいて、高年齢者(特に65歳以上)の就職促進を図るとともに、ハローワーク福井及び武生に設置している「生涯現役支援窓口」において、高年齢者の再就職支援を重点的に実施。

- ◇ 65歳以上の就職件数 132件(前年同期 137件)
- ◇ 65歳以上の就職率 79.5%(前年同期86.7%)
- (3) 地域における多様な就業機会の確保

労働局と県内 15 市町のシルバー人材センターが行う事業との連携により、高年齢者の多様な就業機会の確保を推進。

6 障害者の就労促進

- (1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化
 - ① 障害者雇用未達成企業に対する訪問等による指導の実施
 - ◇ 令和3年6月1日調査における雇用率達成企業割合 57.6% (令和2年58.9%) 令和4年6月1日現在の雇用率達成企業割合については、本年12月頃に公表予定。

- ② 企業向けチーム支援 (※1) の実施
 - ◇ 雇入れ支援 17社(前年同期24社)
 - (※1)企業向けチーム支援とは、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ人企業等に対して、 関係機関と連携して「障害者雇用推進チーム」を結成し、企業のニーズに合わせた支援メニューを検討し、 準備段階から採用後の定着支援まで企業の障害者雇用を支援する取組。
- (2) 多様な障害特性に対応した就労支援の推進
 - ① 障害者の就職件数 482件(前年同期 405件)
 - ② 関係機関と連携したチーム支援(※2)による就職率 49.4%(前年同期 54.7%)
 - ③ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(※3)」6月3日、7月14日、9月22日に開催 (前年同期2回)
 - (※2) チーム支援とは、求職者に対して障害者一人ひとりの課題に対応するため関係機関がチームを組んで情報共有しながら就職準備から職場定着までの支援を実施する取組。
 - (※3) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座とは、一般の従業員を主な対象に、精神障害者や発達障害者に関して正しい理解を促し、職場での応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)になっていただくことを目的とした講座。
- (3) 公務部門における障害者の雇用促進、定着支援の推進
 - ① 公的機関を対象とした「障害者雇用のためのセミナー」を6月3日に開催
 - ◇ 参加機関 17機関・20名(前年同期 20機関・22名)
 - ② 職場適応支援者による定着支援等 254件(前年同期259件)

7 外国人に対する支援

- (1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・指導等の実施 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底の上、事業所訪問を実施。
 - ◇ ハローワークによる事業所訪問指導件数 85 件(前年同期 71 件)
- (2) 外国人求職者に対する就職支援

定住外国人等が多く所在するハローワーク福井及び武生に通訳員を配置し、きめ細かな相談支援を実施。

◇ 相談件数 1,145件(前年同期739件)

第3 誰もが働きやすい職場づくり

1 働き方改革の実現に向けた取組

- (1) 長時間労働の是正
 - ① 「労働基準関係情報メール窓口」「インターネット監視」事業などにより、長時間労働に係る情報収集は広く行っており、各種情報から長時間労働が疑われる事業場については積極的に監督指導を実施している。

なお、11 月には「過労死防止推進啓発月間」と併せて「過重労働解消キャンペーン」、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」を実施し、集中的な周知・監督指導を実施予定。

- ② 中小企業に対する月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率50%以上の適用の周知啓発については、本年6~7月の間を「6050キャンペーン」として県内の使用者団体4団体に周知の協力要請を行うなどの取り組みを実施するとともに、事業場に対しては就業規則の整備、給与システムの更新等について周知啓発を実施した。その他にも、福井局独自の周知用ポスター及びクリアファイルの配布等により周知徹底を図っている。
- ③ 道路貨物運送業及び道路旅客運送業ついては、下半期にそれぞれの業界団体会員に対して説明会を実施予定である。また、関連するガイドラインや助成金、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」を周知し、福井運輸支局とも連携して取り組む。建設業については各署が実施する説明会において広く周知を実施している。医師については県、県医師会及び医療勤務環境改善支援センターと共同で医師の宿日直許可申請に係る説明会を開催するなどにより、長時間労働の是正改善を図っている。

(2) 労働条件の確保・改善対策

- ① 関係部局からの情報を基に、新型コロナウイルス感染拡大に起因する拠点整理等による解雇事 案等について、監督指導及び文書送付により法に基づいた適正な手続きの周知を図っている。
- ② 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を各種説明会等で周知し、監督指導の際には労働時間の管理状況を確認・指導するとともに、賃金不払い残業が認められたものについては遡及払いを指導している。
- ③ 36 協定未届出事業場の内、新規起業事業場については本省委託事業により、自主点検及び相談 支援を実施するとともに、自主点検の結果から指導等が必要な事業場については、集合形式によ り効率的な監督指導を実施している。また、福井局独自の取り組みとして、監督指導による是正 後の後戻り対策についても実施している。
- ④ 関係機関との会議や通報制度等により情報共有を図り、事案に応じて指導を実施している。
- (3) 労働時間の縮減等に取り組む事業者等への支援
 - ① 年次有給休暇の取得促進労働時間等設定改善に係る企業への指導
 - ◇ 企業への個別訪問 ワークショップは今後開催(運送業と建設業に対し、前年同期2回)
 - ◇ 年次有給休暇の取得促進に向けた周知広報

10月の年休取得促進期間 市町、団体等(113箇所)に対し、啓発文書、ポスター等を郵送

② 勤務間インターバル制度の導入促進

働き方改革推進支援センターでの周知及び働き方・休み方改善コンサルタント等が管内企業を 訪問し、勤務間インターバルの導入を促すとともに助成金の利用を促進する。

- ◇ 働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース 2件(前年同期3件)
- ③ 働き方改革推進支援助成金申請件数
 - ◇ 労働時間短縮・年休促進支援コース 56件(前年同期73件)
 - ◇ 勤務間インターバルコース 2件(前年同期3件)
 - ◇ 労働時間適正管理推進コース 3件(前年同期2件)
 - ◇ 団体推進コース 2件(前年同期3件)
- ④ ふくい働き方改革推進協議会の開催12月21日に開催予定。労使団体、行政機関、金融機関等15機関に出席依頼。
- ⑤ 各労働基準監督署に配置した「労働時間相談・支援班」による個別訪問支援は、9月末時点で 158 件実施。引き続き、個別訪問支援を実施し、支援センターと連携した説明会の開催など、き め細かな支援を実施予定。
- ⑥ ふくい働き方改革推進支援センターの活動状況
 - ◇ 相談件数 289 件 (前年同期 125 件)
 - ◇ 訪問コンサルティング 288 件 (本年度からの新規業務)
 - ◇ セミナー22 回(前年同期 28 回)

2 柔軟な働き方がしやすい環境整備

- (1) 良質なテレワークの導入・定着促進
 - ◇ テレワークガイドライン及び人材確保等支援助成金(テレワークコース)の周知 労使団体、金融機関等 38 機関へ資料を郵送
 - ◇ 団体主催の研修会にて概要説明
 - ◇ 「テレワーク月間」(11月)の周知、局ホームページへの掲載等
 - ◇ 人材確保等支援助成金 (テレワークコース) 申請件数 1件 (前年同期5件)
- (2) ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進
 - ◇ 働き方・休み方改善コンサルタント等による個別訪問 〇件(前年同期60件)
 - ◇ 新型コロナウイルスに関し、小学校休業等対応の特別休暇導入を事業主への働きかけ 53 件(前年同期2件)
- (3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等 セミナー等における「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知・啓発
- (4) フリーランスに対する相談支援

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、契約等のトラブルの相談について、「フリーランス・トラブル 110 番」を紹介。

3 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 職場における感染防止対策の推進

労働局に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、 事業者や労働者からの職場での新型コロナウイルス感染拡大防止に係る相談に対して丁寧な対応 を行うとともに、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防 止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策について、取組を推進。

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働安全衛生法に基づき、5年単位で労働災害防止計画を策定することとしており、現在は2018年度から2022年度の期間で策定している第13次労働災害防止計画(13次防)の5年目に当たる。同計画に基づき、福井労働局及び各労働基準監督署を中心に、労働災害防止対策、健康確保対策を推進。

- ① 第 13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進
 - 令和4年9月末時点で、福井県における労働災害発生状況は以下のとおり。

労働災害による死傷者数:932人

(前年同月比+324人、+53.3%)

労働災害による死亡者数:8人

(前年同月比+3人、+60.0%)

◇業種別の労働災害発生状況(休業4日以上の死傷者数)

製 造 業: 157人(前年同月比+28人, +21.7%)

(令和3年累計199人)

建 設 業: 92人(前年同月比-8人、-8.0%)

(令和3年累計177人)

道路貨物運送業: 77人(前年同月比+7人、+10.0%)

(令和3年累計90人)

第三次産業: 576人(前年同月比+288人、+100.0%)

(令和3年累計452人)

◇事故の型別の労働災害発生状況(休業4日以上の死傷者数)

転 倒: 207人(前年同月比+33人、+19.0%)

(令和3年累計262人)

墜落 · 転落: 96人(前年同月比−16人、−14.3%)

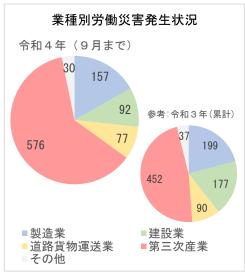
(令和3年累計161人)

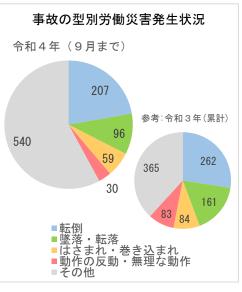
はさまれ・巻き込まれ: 59人(前年同月比+2人、+3.5%)

(令和3年累計84人)

動作の反動・無理な動作: 37人(前年同月比-13人、+26.0%)

(令和3年累計83人)





〇 第 13 次労働災害防止計画の全体目標に対する労働災害発生状況は以下のとおり。

【目標1】

12 次防期間中と比較して 13 次防期間中の労働災害による死亡者数を 50%以上減少させる。

→ <u>2018 年から 2022 年までの労働災害による死亡者数を合計 26 人以下</u>とする。

<目標に対する状況>

<u>2022 年 9 月時点で、13 次防期間中の労働災害死亡者数は合計 43 人</u>となっており、すでに目標数を超えている。

【目標2】

2017 年と比較して、2022 年までに休業4日以上の労働災害による死傷者数を5%以上減少させる。

→ 2022 年までに休業4日以上の労働災害による死傷者数を776人以下とする。

<目標に対する状況>

休業4日以上の労働災害による死傷者数は2018年1,033人、2019年899人、2020年893人、2021年955人となっており、いずれも目標数を超えている。



①-1 死亡災害撲滅に向けた労働災害防止対策のさらなる推進

死亡災害多発業種等を中心に計画的な指導を実施するとともに、安全運転管理者等法定講習会を通じた「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図ることにより、死亡災害の防止の取組を実施。

なお、8月までの間に死亡災害が8人となり、昨年1年間の死亡者数7人を上回ったことから、県内において災害防止に取り組む団体・機関等に対して、「職場の緊急安全点検」の実施について要請を実施。

①-2 第三次産業における転倒災害や腰痛災害を中心とした対策の実施

2018 年度より5か年の中期計画を策定し、社会福祉施設における腰痛災害対策や、小売業における転倒災害対策等、業種の特徴に応じた指導を実施。

<第三次産業の労働災害死傷者数> 576 人(前年同月比+288 人、+100.0%)



①-3 製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害を中心とした対策の実施

監督指導・個別指導などの場面で、リスクアセスメントの実施や設備点検の実施等によりはさまれ・巻き込まれ防止対策を中心とした指導を実施。

<製造業の労働災害死傷者数> 157人(前年同月比+28人、+21.7%) うちはさまれ・巻き込まれ災害31人 (全体の19.7%)

①-4 建設業における墜落・転落災害を中心とした対策の 実施

> 監督指導・個別指導などの場面で、手すり先行工法 等安全な足場作業の実施や墜落制止用器具の着用等 をはじめとした指導を実施。また、土場等における墜 落・転落災害についても指導を実施。

<建設業の労働災害死傷者数> 92 人(前年同月比-8人、-8.0%) うち墜落・転落災害23人(全体の25.0%)

①-5 道路貨物運送業に対する荷役作業中の労働災害を中心とした対策の実施

監督指導・個別指導などの場面で陸上貨物運送事業 における荷役作業のガイドラインを活用した指導を実 施。

<道路貨物運送業の労働災害死傷者数> 77人(前年同月比+7人、+10.0%)

② 高年齢労働者の労働災害防止対策

第三次産業を中心に、監督指導・個別指導などの場面で、 「高年齢労働者の労働災害防止のためのガイドライン」を 用いた対策を指導。

> <高年齢労働者(※)の労働災害死傷者数> ※被災時の年齢が 60 歳以上の労働者

218 人 (労働死傷者数全体の 23.4%)

③-1 長時間労働者に対する面接指導やメンタルヘルス対策の推進

産業医・衛生委員会等の活動や長時間労働者への面接指導の実施等を中心に監督指導を実施。

メンタルヘルス対策については、2018 年からの5年間で中期計画を策定し、ストレスチェックの実施、心の健康づくり計画の策定、パワーハラスメント対策など複合的な指導を実施。

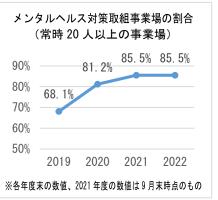
<メンタルヘルス対策に取組む事業場(※)の割合> 85.5% ※常時20人以上の労働者を使用する事業場











③-2 産業保健総合支援センターとの連携

産業医の選任義務のない規模の事業場等において積極的な産業保健活動の実施を図るため、 監督指導・個別指導などの場面で地域産業保健センター事業を始めとした産業保健総合支援センターの事業を紹介・活用。

4-1 化学物質による労働災害の防止

化学物質による労働災害は全国的に特別規則の対象外の物質によるものが多くなっていることを踏まえ、監督指導・個別指導などの場面で特別規則による指導に加え、ラベル表示、安全データシート交付、リスクアセスメント実施をはじめとした健康障害防止対策について指導を実施。

4-2 新たな化学物質規制の周知

本年5月31日に公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」等の新たな化学物質規制に関わる省令改正等の内容について、災害防止団体の主催する集団指導の場面を活用して周知を図るとともに、関係事業場への監督指導・個別指導に併せて周知を実施。

4-3 特定化学物質障害防止規則に基づく対策

監督指導・個別指導の場面等において、溶接ヒュームのばく露防止対策を指導するとともに、フィットテストの円滑な施行に向けて、災害防止団体の主催する集団指導の場面を活用して周知等を実施。

4-4 石綿障害予防規則に基づく対策

県内の関係業者に対して、監督指導・個別指導等を通じて、石綿届出システムによる事前調 査結果報告の履行確保をはじめとした石綿ばく露防止対策を指導。

(3) 原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

定期点検工事、廃炉工事における労働災害防止、被ばく管理の徹底、健康診断の適切な実施等を 指導。

併せてリスクアセスメントを活用した職場環境の見直しや、長時間労働対策についても指導。

(4) 迅速かつ公正な労災保険の給付

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求については、令和4年度は、9月末までに、398 件の請求があり、292 件の支給決定を行っている。

複雑困難事案(脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患)については、令和4年度は、9月末までに 15 件の請求があり、これは前年同月比約3割の増加となっており、迅速かつ公正な事務処理に取り組んでいる。

また、アスベスト(石綿)による疾病を発症された方々が、隙間なく石綿関連疾患への補償・救済制度をご利用いただけるよう、各制度をわかりやすくまとめたリーフレットを作成し、労働基準監督署やホームページによる周知のほか、各医療機関への周知を実施した。【資料 13 参照】

4 総合的なハラスメント対策の推進

(1) 総合的なハラスメント対策の推進【資料 14 参照】

◇ 令和4年4月1日から、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置が中小企業においても義務化されたことから、防止措置を講じるための参考資料を社会保険協会会員企

業あて配布 (9,000社)

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づくハラスメント防止措置を併せて講じることが必要となっている。

- 各種説明会による周知・啓発
 ふくい働き方改革推進支援センターと共催による説明会4回(9/12,9/13,9/20,9/21)
- 労働施策総合推進法に基づく報告請求 13件(前年同期4件)
- 「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)において周知予定

(2) 労働関係紛争の早期解決の促進

- ◇ 令和3年度福井労働局個別労働紛争解決制度等の施行状況を公表 (7/12)
- ◇ 総合労働相談件数 5,024件(前年同期4,411件)13.7%増いじめ・嫌がらせ264件(前年同期287件)6.6%減あっせん件数14件(前年同期25件)、相談端緒報告徴収等6件紛争解決援助3件(前年同期1件)、調停3件(前年同期1件)
- ◇ 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 9/27 開催

5 最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等の推進

(1) 最低賃金制度の適切な運営【資料 15 参照】

最低賃金制度の適切な運営を図るため、経済動向及び県内の実情を踏まえつつ、福井地方最低賃金審議会での真摯で慎重な審議がなされた。福井県最低賃金は、中央最低賃金審議会からの目安引上額を参考に30円アップの888円となり、これまでの最大の引上げとなった。

特定最低賃金の4業種については、「繊維機械、金属加工機械製造業」のみ改正決定がなされ、金額915円(前回874円)となり、12月24日発効予定である。

他の3業種の特定最低賃金については、本年の金額改定審議は見送られ、本年 10 月 2 日より福井県最低賃金が適用されている。

最低賃金の周知広報については、県内の使用者・労働者団体をはじめ地方自治体や関係機関との 連携を図りながら、関係事業者や労働者への周知を図り、適切な履行確保を図ることとしている。

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
時間額(円)	803	829	830	858	888
引上げ額(円)	25	26	1	28	30
引上げ率(%)	3. 21	3. 24	0. 12	3. 37	3. 41
中賃目安額(円)※	25	26	_	28	30

(参考) 福井県最低賃金の推移

- (2) 最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援【資料 16 参照】 業務改善助成金の活用に向けた周知・利用促進
 - ◇ 8月の要件緩和・拡充に伴い、福井県社労士会に申請手続の支援要請及び経済4団体に周知 要請

各種説明会による周知、団体機関等による周知、金融機関に対する説明及び周知依頼、福井 県社労士会研修会にて改正点説明

◇ 業務改善助成金の申請件数 59件(前年同期 68件)

^{※「}中賃目安額」とは、中央最低賃審議会からの答申による目安引上額である。令和2年は目安が示されなかったもの。

6 治療と仕事の両立支援

- (1) 企業の意識改革や医療機関との連携強化、治療と仕事の両立をサポートする仕組みの整備福井 産業保健総合支援センターや労使団体等を構成員とする福井県両立支援推進チームとの連携を図 りながら、県内における取組事例の収集、医療関係者に対する意識啓発、「事業場における治療と 仕事の両立のためのガイドライン」及び「企業と医療機関の連携のためのマニュアル」について の周知啓発等を実施。
- (2) 治療の状況に応じた就労支援

がん診療連携拠点病院との連携による長期療養者の状況に応じたハローワークの就労支援実施 状況

- ◇ 支援対象者 55 人 (前年同期 46 人)
- ◇ 就職者 45人(前年同期27人)
- ◇ 就職率 81.8% (前年同期 58.7%)

7 労働保険の未手続事業の解消と収納率の向上

- (1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
 - ◇ 未手続事業把握件数 年間目標値 750件

9月末実績 443件(達成率 59.1%)

◇ 保険関係新規成立件数 年間目標値 470 件

9月末実績 219件(達成率 46.6%)

- (2) 収納未済歳入額の縮減状況
 - ◇ 滞納実施計画重点事業場 50件

9月末実績 30件(達成率 60.0%)

(内訳) 自主納付 14件(うち完納1件)

年更個別収集時の臨戸 21件

他、債務承認書受理 27件

◇ 保険料徴収決定額及び収納額(本省機械処理状況)

徴収決定額 9月末実績 17,042,552千円

収納額 9月末実績 7,865,357千円

収納率 46.2 %